

第百五十九回国
参議院環境委員会會議録第九号

平成十六年四月二十二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

藤野 公孝君

平田 健二君

堀 利和君

森本 晃司君

山口那津男君

補欠選任

田中 直紀君

木俣 佳丈君

福山 哲郎君

加藤 修一君

山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

長谷川 清君

愛知 治郎君

小泉 顯雄君

清水嘉子君

ヅキン マル子君

委員

山東 昭子君

田中 直紀君

真鍋 賢二君

小林 元君

福山 哲郎君

渡辺 孝男君

岩佐 恵美君

田 英夫君

高橋紀世子君

国務大臣

環境 大臣

大臣政務官

環境大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

小池百合子君

砂田 圭佑君

大場 敏彦君

本日の会議に付した案件

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長谷川清君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、山口那津男君、森本晃司君、堀利和君、平田健二君及び藤野公孝君が委員を辞任され、その補欠として山下栄一君、加藤修一君、福山哲郎君、木俣佳丈君及び田中直紀君が選任されました。

○委員長(長谷川清君) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小池環境大臣。

○国務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、我が国においても、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化する等の必要があります。

このため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、船舶又は海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受

けなければならぬこととしております。

第二に、船舶又は海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶又は海洋施設への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととしております。

第三に、何人も、船舶又は海洋施設において、船舶又は海洋施設において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこととしております。

第四に、環境大臣の許可を受けて海洋施設等の廃棄物を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこととしております。

最後に、環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄物に関し、報告を求め、立入検査を行うことができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(長谷川清君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

四月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分の場所とすることができ

るものと定めた廃棄物

ロ 水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))をいう。で政令で定める基準に適合するもの

六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの

第十条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

第十条第三項を次のように改める。

3 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

第十条第四項から第六項までを削る。

(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)

第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又は

下に掲げる廃棄物の海洋における投入処分以下「海洋投入処分」という。をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

三 当該廃棄物の海洋投入処分に關する実施計画

四 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に關する計画

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に關する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に關し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。

6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

(許可の欠格条項)
第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者

は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準等)
第十条の八 環境大臣は、第十条の六第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。

2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

(排出海域の監視)
第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に關する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。

2 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(変更の許可等)
第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣

の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(許可の取消)
第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。

(船舶からの廃棄物排出の確認)
第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前に、その排出に關する計画がそれぞれ第十

条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に關する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十一条及び第十四条中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除
第十八条第一項中「一」を「一」を「二」に改め、同条第二項中「一」を「二」に改め、同条第三項中「又は第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

四 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出
第十八条第三項中「二」を「三」に改め

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等)
第十八条の二 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋投入処分をしよ

うとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積み込み前(当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画が前項の許可に係る次項において準用する第十条の六第二項第三号の実施計画(この計画について次項において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 第十条の六第二項から第七項まで及び第十条の七から第十条の十一までの規定は第一項の許可について、第十条の十二第二項から第四項までの規定は前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の二十六第一項中「及び次条」及び「であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、船舶において、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)の焼却をする場合はこの限りでない。

第十九条の二十六第二項中「前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。))を「船舶発生油等」に改め、同条第五項から第九項までを削り、同条第十項中「及び第五項から第八項まで」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とする。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までを次のように改める。

第十九条の二十七から第十九条の三十五まで 削除

第四十二条の二十五第二号中「第四十三条の二及び第四十三条の三」を「第四十三条の五及び第四十三条の六」に改める。

第四十三条第一項中「船舶等(政令で定めるものを除く。を政令で定める廃棄物及び廃棄方法に関する基準に従つて)」を「海洋施設を次条第一項の許可を受けて」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とする。

第四十三条の六第二項中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改め、同条を第四十三条の九とし、第四十三条の二から第四十三条の五までを三条ずつ繰り下げる。

第四十三条の次に次の三条を加える。

(海洋施設廃棄物の許可)

第四十三条の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要
三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画
四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

(許可の基準)
第四十三条の三 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。
二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分方法がないものであること。

(準用)
第四十三条の四 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項及び第十条の九から第十条の十一までの規定は、第四十三条の二第二項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前三項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「要焼却確認廃棄物焼却設備」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十条の八の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第二項又は第四十三条の二第二項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。

第四十九条中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。
第五十一条の三第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」を削り、同項を同項第七号とし、同項第九号中「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に改め、同項を同項第八号とする。

第五十四条の五中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に、「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に改める。

第五十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「第十九条の二十六第一項、第二項又は第五項」を「第十九条の二十六第一項又は第二項」に改め、同項を同項第九号とし、同項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 偽りその他不正の行為により第十条の六第一項、第十条の十第一項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第二項の許可を受けた者
第五十五条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十六条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。
第五十七条第十四号中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改め、同項を同条第十五号とし、同条第十三号を第十四号とし、第十五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「第十条第三項、第十九条の二十六第六項又は第四十三条第二項」を「第十条の十二第一項又は第十八条の二第二項」に改め、同項を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十条の九第二項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第五十八條第二号中「第十九条の二十六第三項又は第十九条の三十三第一項若しくは第三項」を「又は第十九条の二十六第三項に改め、同条第三号中「第十九条第二項又は第十九条の三十三第二項」を「又は第十九条第二項」に、「廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿」を「又

は廃棄物処理記録簿に改め、同条第四号中「第十
条第五項、第十九条の二十六第八項又は第四十三
条第四項」を「第十条の十二第三項(第十八条の二
第三項において準用する場合を含む。)」に改め、
同条第五号中「第十条第二項第三号又は第四号を
「第十条第二項第四号又は第五号」に改め、同条第
七号中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の
九第二項」に改め、同条中第八号を削り、第九号
を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ず
つ繰り上げ、同条第十六号中「第四十三條の五第
二項」を「第四十三條の八第二項」に改め、同号を
同条第十五号とし、同条第十七号中「第三項」を
「第四項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条
第十八号中「第四十八條第四項から第六項まで」を
「第四十八條第五項から第八項まで」に、「同条第
五項」を「同条第六項若しくは第七項」に改め、同
号を同条第十七号とし、同条第十九号を同条第十
八号とする。

第五十八條の二第二項中「第四十三條の六第一
項」を「第四十三條の九第一項」に、「第四十三條の
六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改める。
第六十條第二号中「第四十三條の六第二項」を
「第四十三條の九第二項」に改める。

第六十一條中「第十七條、第十八條の二」を
「第十條の十第四項(第十八條の二第三項及び第
四十三條の四において準用する場合を含む。)、第
十八條の三」に改める。

別表第三中「第四十三條の六」を「第四十三條の
九」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次條の規定は、公布の日か
ら起算して二年六月を超えない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄
の許可に関する経過措置)

第二條 この法律による改正後の海洋汚染等及び

海上災害の防止に関する法律(以下「新法」とい
う。)(第十條の六第一項、第十八條の二第二項又
は第四十三條の二第二項の許可を受けようとし
る者は、この法律の施行の日(以下「施行日」と
いう。)(前においても、新法第十條の六、第十八
條の二又は第四十三條の二の規定の例により、
その許可の申請をすることができる。)

2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請が
あつた場合には、施行日前においても、新法第
十條の六から第十條の八まで(これらの規定を
新法第十八條の二第三項又は第四十三條の四に
おいて準用する場合を含む。)、第十八條の二第
一項又は第四十三條の二及び第四十三條の三の
規定の例により、その許可をすることができ
る。この場合において、これらの規定の例によ
り許可を受けたときは、施行日において新法第
十條の六第一項、第十八條の二第二項又は第四
十三條の二第二項の規定により許可を受けたも
のとみなす。

3 前項の場合において、新法第十條の六第四項
(新法第十八條の二第三項又は第四十三條の四
において準用する場合を含む。)(規定の例によ
り公告があつたときは、第一項の許可の申請に
係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海
洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、
施行日前においても、新法第十條の六第五項
(新法第十八條の二第三項又は第四十三條の四
において準用する場合を含む。)(規定の例によ
り、環境大臣に意見書を提出することができ
る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改
正)

第四條 南極地域の環境の保護に関する法律(平
成九年法律第六十一号)の一部を次のように改
正する。

第十六條中第四号を削り、第五号を第四号と
し、第六号を第五号とする。